

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

渋川市長 星 名 建 市

市町村名 (市町村コード)	渋川市 (102083)
地域名 (地域内農業集落名)	北橋地区 (北橋町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月8日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業従事者も多く、耕地を有効に利用した農業が行われているが、農業者の高齢化による担い手不足と耕作放棄地の拡大が懸念される。
新たな担い手の育成・確保が必要であるとともに、地域営農の維持が課題となっている。

主な作物:露地野菜、施設野菜、花き、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者などの担い手への農地の集積、集約化を支援し、新たな担い手の確保・育成を行い耕作放棄地の増加を抑制する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	719.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	719.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施については、協議の場で地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

【R7.11.4~R7.11.7書面開催】北橋町八崎1330-3、1345-1、1346-1、1346-2

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者や認定農業者を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用し、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業用排水路や道路の維持管理に努め、農地の保全確保を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等と連携し、栽培技術の指導や相談、研修など支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦八崎第二地区環境保全協議会、八崎第三地区環境保全協議会、北橘水土里ネットワーク、下南室農業資源保全会、高橋堰給水協議会が地域の農地、水路、農道等の保全管理に努めている。